

増改築やテナント入居の際には 事前に消防へご相談を！

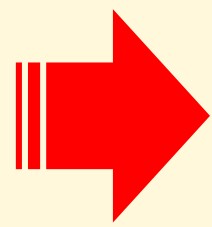
建物の増改築やテナント入居したことで、消防法令違反に該当する事例が増えています。



【消防法令違反となる場合の例】

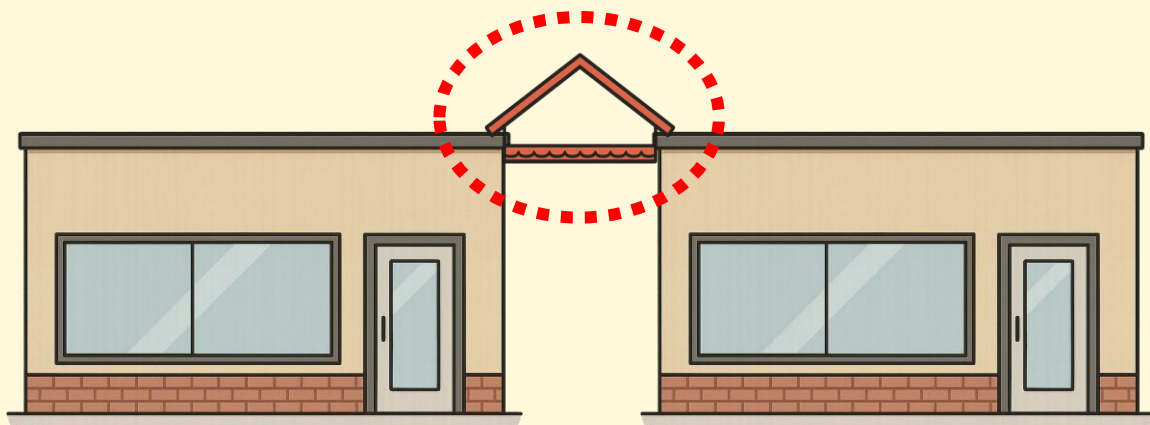


空室
事務所
事務所



飲食店
事務所
事務所

テナント入居したことで建物の用途が変わってしまい、自動火災報知設備が必要となってしまった…。



屋根で建物同士を接続したことで、面積が増えてしまい、屋内消火栓設備が必要となってしまった…。

※他にも、消防法令違反の多くは、違法な増築や窓をふさぐことが原因となっています

【事前相談をせずに、消防法令違反となってしまうと・・・】

営業開始してから大規模な工事や消防用設備の設置など、新たな費用がかかってしまいます。

必要な消防用設備※が未設置な建物として、館林消防HPに公表される場合があります。

消防法令違反を長期間改修しないと、行政処分を受けのおそれがあります。

※屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備

詳しくは裏面をご覧ください



館林地区消防組合

担当：消防本部予防課
TEL：0276-72-8366

事前相談について

相談のタイミング

- 建物の増築・改築の工事前（模様替え、間仕切り等の変更含む）
- 窓の種類を変更する前
- 窓にフィルムを張る前
- テナントに入居する前
- 居抜き物件を購入、賃貸借する際等

※相談をお考えの際は、事前に予防課へご連絡をお願いいたします。

相談時に用意するもの

- 建物の敷地配置図、平面図等
- 工事概要のわかる設計図書、仕様書等
- 店内のレイアウトがわかる資料等

営業開始する前に提出する書類

- 防火対象物使用開始届出書（営業開始7日前までに）
- 工事整備対象設備等着工届出書※1（工事を始める10日前までに）
- 消防用設備等設置届出書※1（設置後4日以内に）
- 防火管理者選任届出書及び消防計画作成届出書※2（防火管理該当の場合のみ）

※1 新たに消防用設備等が設置義務となった場合（増設、移設を含む）

※2 収容人員が、特定用途で30人以上、非特定で50人以上の防火対象物



- ・防火対象物使用開始届出書
- ・防火管理者選任届出書
- ・消防計画作成届出書



- ・工事整備対象設備等着工届出書
- ・消防用設備等設置届出書